

令和元年度夜間中学等に関する実態調査

1. 調査の目的

平成28年12月14日に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(以下「教育機会確保法」という。)」が公布・施行されたことを受け、夜間中学における就学の機会の提供等、教育機会確保法に定める内容に関する各地方公共団体の対応状況や既存の夜間中学の実態等について調査を行い、新たな夜間中学の設置促進及び既存の夜間中学の提供拡充等のための施策の検討に資する。

2. 調査時点

令和2年1月1日

3. 調査の対象

都道府県教育委員会(47)、指定都市教育委員会(20) → 調査Ⅰ
夜間中学設置都府県(9) → 調査Ⅱ
夜間中学設置市区教育委員会(27) → 調査Ⅲ・調査Ⅳ

4. 主な調査事項

【都道府県教育委員会、指定都市教育委員会調査】

- 教育機会確保法第14条に基づき講じた措置
- 自主夜間中学や識字講座等への支援状況
- 特別支援学校における義務教育未修了者の受入れ状況 等

【夜間中学設置都府県教育委員会調査】

- 教育機会確保法第15条に基づく協議会等の設置状況 等

【夜間中学設置市区教育委員会調査】

- 教職員等の状況
- 学年・学校・属性・年齢・国籍別生徒数
- 夜間中学入学理由
- 夜間中学における教育課程特例の導入状況
- 学齢超過者の入学要件
- 就学援助等の経済的支援の状況 等

【夜間中学とは】

- 戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多いたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に設けられたもの。
- 現在では、義務教育未修了の学齢超過者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国や我が国において十分に義務教育を受けられなかった外国籍の者を中心に教育を行っている。

■ 調査Ⅰ 都道府県・指定都市教育委員会調査

【47都道府県教育委員会調査】

- 1-1.教育機会確保法第14条に基づき講じた夜間中学等における就学機会の提供等に係る措置【4】
- 1-2.夜間中学の新設に向けた検討の状況【4】
- 2-1.把握している域内の自主夜間中学や識字講座等の数【5】
- 2-2.把握している自主夜間中学や識字講座等への支援【5】
- 3-1.特別支援学校における義務教育未修了者の受入れ状況【6】
- 3-2.特別支援学校における義務教育未修了者の受入れ要件【6】

【20政令指定都市教育委員会調査】

- 1-1.教育機会確保法第14条に基づき講じた夜間中学等における就学機会の提供等に係る措置【8】
- 1-2.夜間中学の新設に向けた検討の状況【8】
- 2-1.把握している域内の自主夜間中学や識字講座等の数【9】
- 2-2.把握している自主夜間中学や識字講座等への支援【9】
- 3-1.特別支援学校における義務教育未修了者の受入れ状況【10】
- 3-2.特別支援学校における義務教育未修了者の受入れ要件【10】

■ 調査Ⅱ 夜間中学設置都府県教育委員会調査

- 1. 既存の夜間中学や設置市区への支援として行っている取組【12】
- 2-1.教育機会確保法第15条に基づく協議会等の設置状況【13】
- 2-2.協議会の構成員【13】

■ 調査Ⅲ,Ⅳ 夜間中学設置市区教育委員会調査

【学校調査】

- 1-1.夜間中学に配置されている教職員数(専任・兼任別、給与負担別)【15】
- 1-2.夜間中学に配置されているその他の職員【16】
- 2-1.学年別の生徒数【16】
- 2-2.学校別の生徒数【17】
- 2-3.属性別の生徒数【18】
- 2-4.年齢別の生徒数【18】
- 2-5.日本国籍を有しない者の国・地域別生徒数【19】
- 2-6.夜間中学入学理由【20】
- 2-7.夜間中学卒業後の状況(平成30年度卒業生)【21】
- 3. 夜間中学における教育課程特例の導入状況【21】

【夜間中学を設置する教育委員会調査】

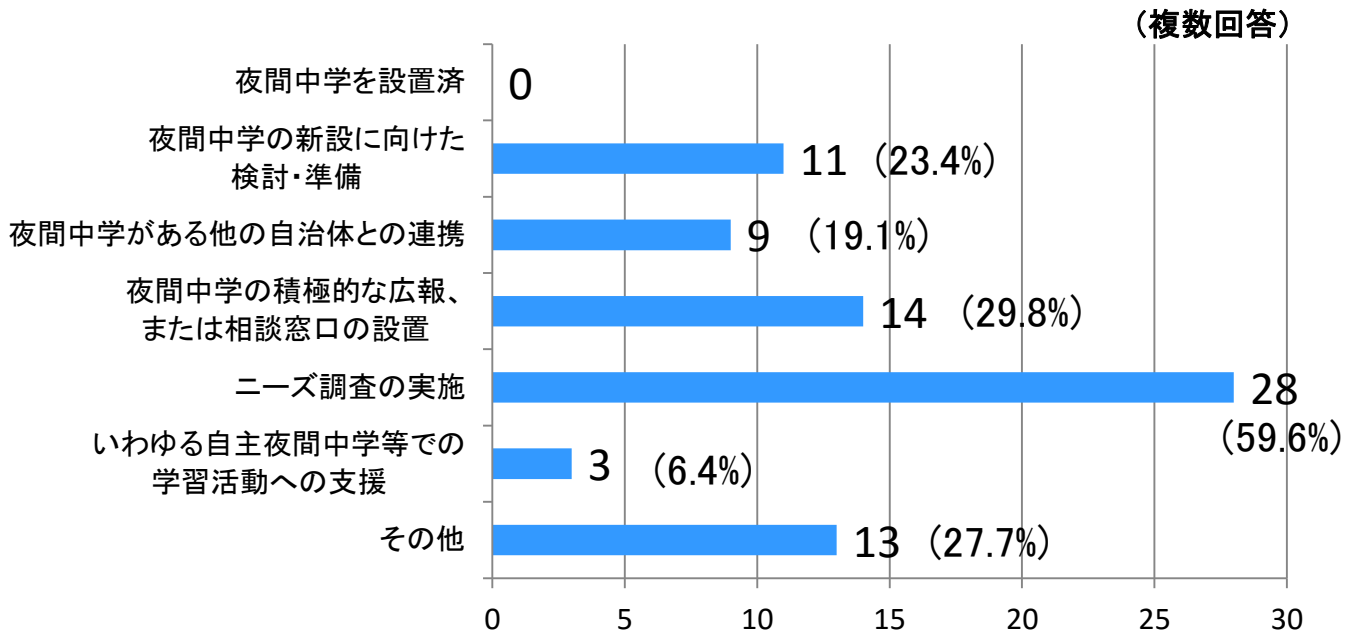
- 1. 学齢超過者の入学要件【22】
- 2. 不登校となっている学齢生徒の受入れに向けた検討状況【22】
- 3-1.夜間中学への支援状況【23】
- 3-2.就学援助に類する経済的支援の認定要件1【23】
- 3-3.就学援助に類する経済的支援の認定要件2【24】
- 3-4.夜間中学の給食費の負担状況【25】

調査 I

都道府県・指定都市教育委員会調査

47都道府県教育委員会調査

1-1. 教育機会確保法第14条に基づき講じた夜間中学等における就学機会の提供等に係る措置



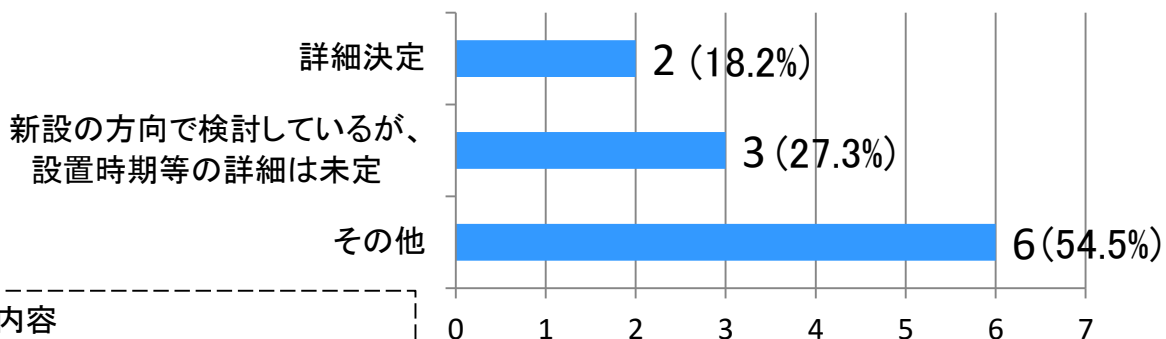
「その他」の主な内容

- ・夜間中学設置のニーズについての調査対象及び調査方法の検討
- ・他県の夜間中学視察による情報収集

回答: 47都道府県

1-2. 夜間中学の新設に向けた検討の状況

1-1において、「夜間中学の新設に向けた検討・準備」と回答した団体の検討・準備状況



「その他」の主な内容

- ・設置検討委員会において夜間中学設置に係る課題等について協議
- ・関係課等で構成する検討会の立ち上げと夜間中学に関する調査研究

回答: 1-1において、「夜間中学の新設に向けた検討・準備」と回答した11団体

2-1. 把握している域内の自主夜間中学や識字講座等の数

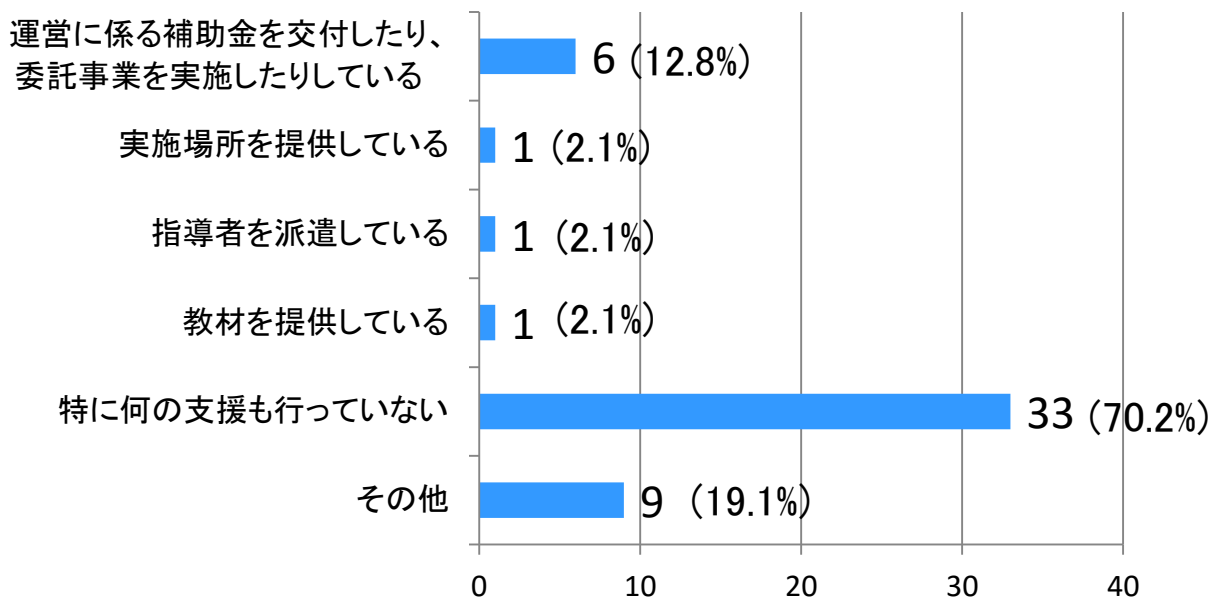
自主夜間中学	識字講座等
23	481

回答:47都道府県

* 本調査における「自主夜間中学・識字講座等」の定義:いわゆる自主夜間中学の活動や社会教育施設における識字講座等

2-2. 把握している自主夜間中学や識字講座等への支援

(複数回答)

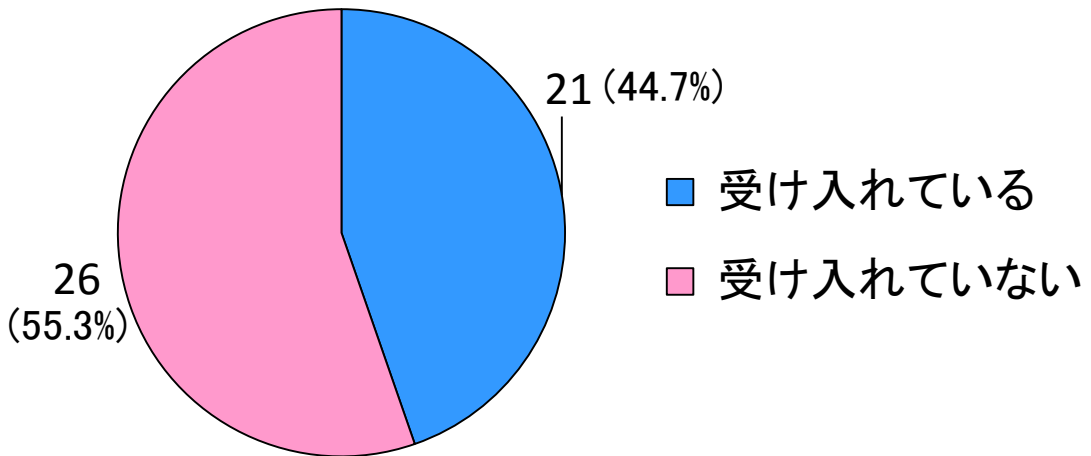


回答:47都道府県

「その他」の主な内容

- ・県の広報誌による県民への周知
- ・年に数回訪問し、支援に向けた聞き取りの実施
- ・退職校長会や退職予定者等への運営協力の働きかけ
- ・活動内容等についてWEBページで広報

3-1. 特別支援学校における義務教育未修了者の受入れ状況



回答: 特別支援学校を設置している47都道府県

3-2. 特別支援学校における義務教育未修了者の受入れ要件

3-1において、「義務教育未修了者を受け入れている」と回答した場合の受入れ要件

① 障害等に関して(複数回答)

昭和54年の養護学校義務化以前に、
障害のために小・中学校への就学を
猶予または免除されたこと

18 (85.7%)

障害の程度が学校教育法施行令
第22条の3に該当すること

19 (90.5%)

0 5 10 15 20

回答: 3-1において、「義務教育未修了者の受入れを行っている」と回答した21団体

② 在住・在勤に関して

域内の在住者のみ

12 (57.1%)

域内の在住者、または在勤者のみ

1 (4.8%)

在住・在勤の場所は問わない

8 (38.1%)

0 5 10 15

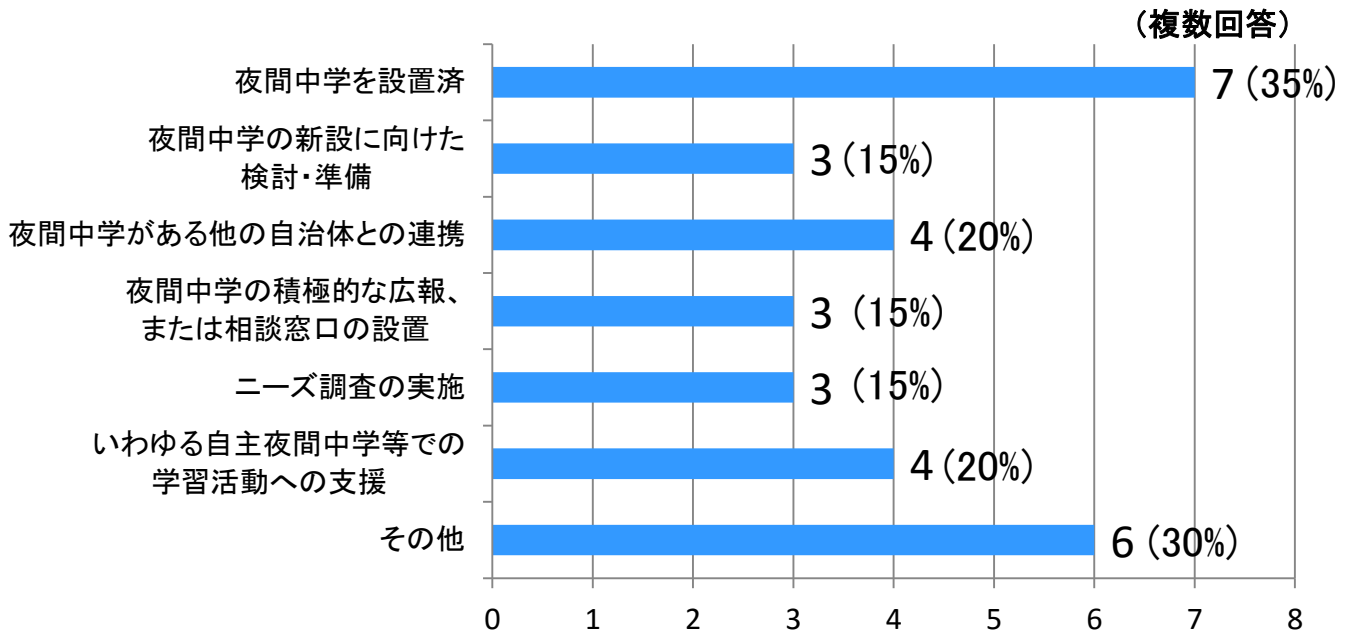
回答: 3-1において、「義務教育未修了者の受入れを行っている」と回答した21団体

調査 I

都道府県・指定都市教育委員会調査

20政令指定都市教育委員会調査

1-1. 教育機会確保法第14条に基づき講じた夜間中学等における就学機会の提供等に係る措置



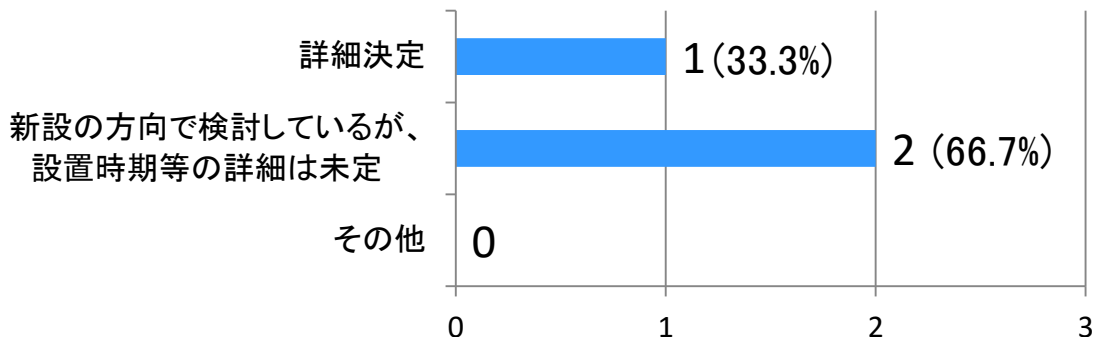
「その他」の主な内容

- ・県との情報共有
- ・関連研究会への積極的な参加
- ・教育委員会関係課との協議

回答: 20政令指定都市

1-2. 夜間中学の新設に向けた検討の状況

1-1において、「夜間中学の新設に向けた検討・準備」と回答した団体の検討・準備状況



回答: 1-1において、「夜間中学の新設に向けた検討・準備」と回答した3団体

2-1. 把握している域内の自主夜間中学や識字講座等の数

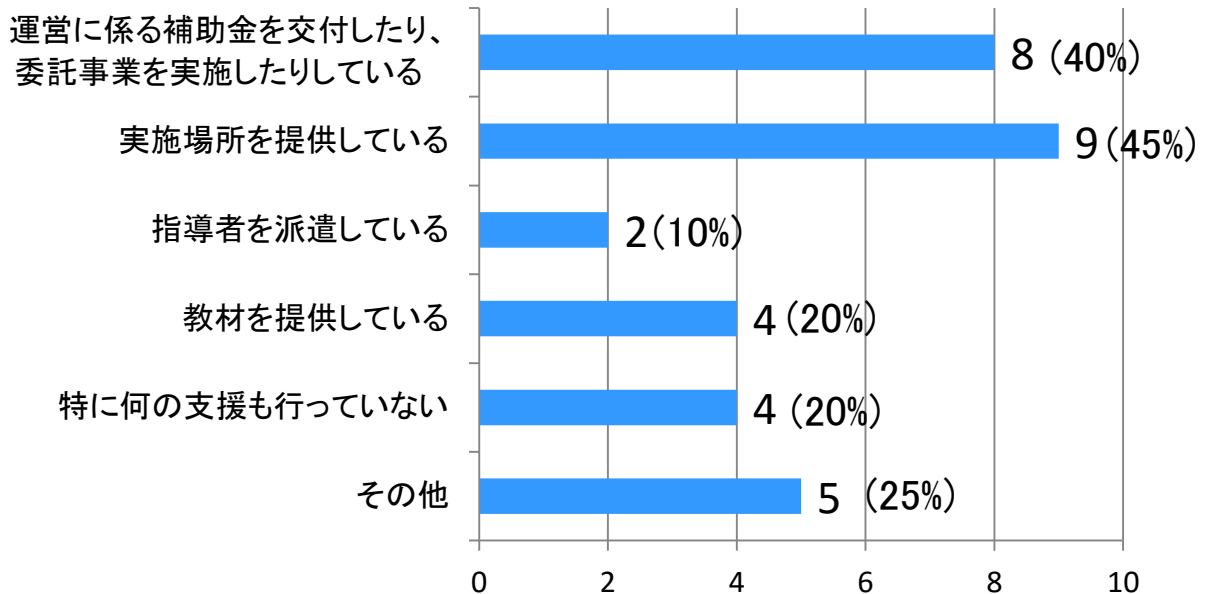
自主夜間中学	識字講座等
10	176

回答: 20政令指定都市

* 本調査における「自主夜間中学・識字講座等」の定義: いわゆる自主夜間中学の活動や社会教育施設における識字講座等

2-2. 把握している自主夜間中学や識字講座等への支援

(複数回答)

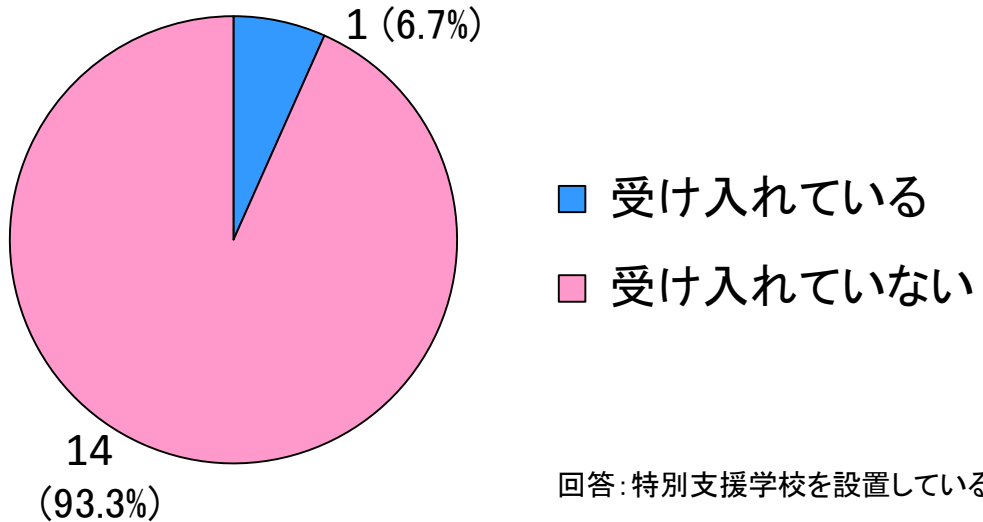


「その他」の主な内容

- ・日本語ボランティア養成講座の開催
- ・市の施設使用料の減免

回答: 20政令指定都市

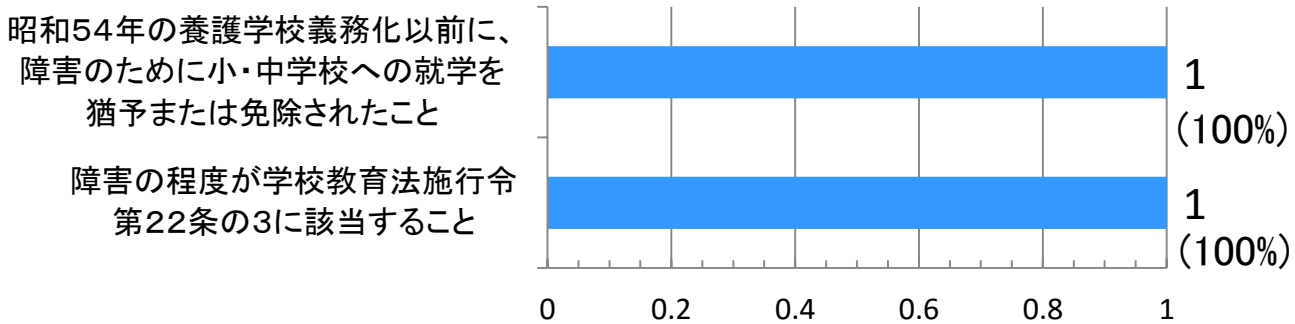
3-1. 特別支援学校における義務教育未修了者の受入れ状況



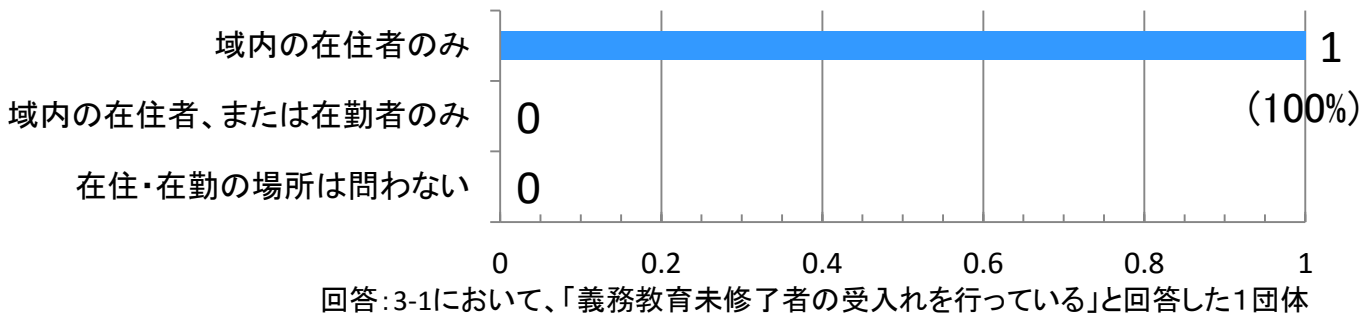
3-2. 特別支援学校における義務教育未修了者の受入れ要件

3-1において、「義務教育未修了者を受け入れている」と回答した場合の受入れ要件

① 障害等に関して(複数回答)



② 在住・在勤に関して



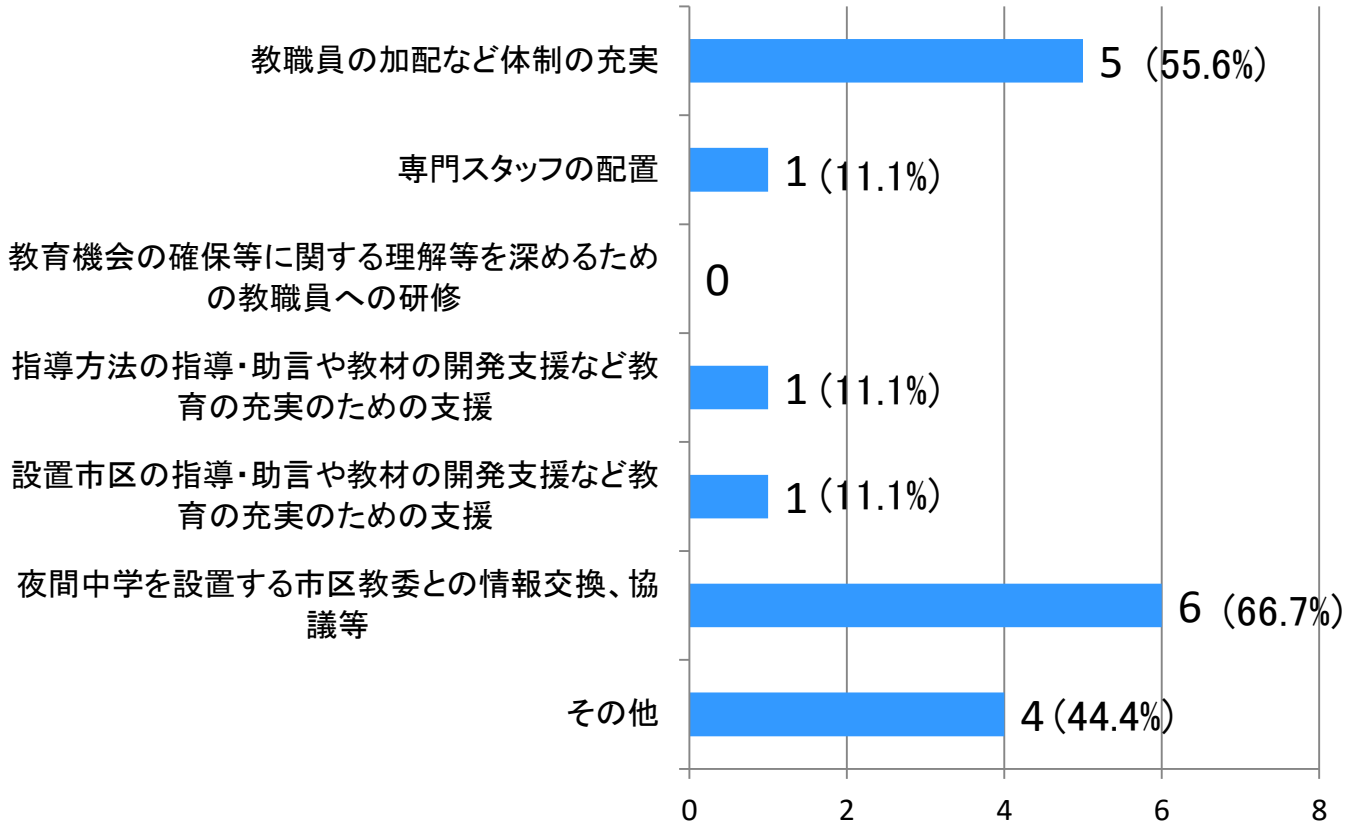
調査Ⅱ

夜間中学設置都府県教育委員会調査

9都府県教育委員会調査

1. 既存の夜間中学や設置市区への支援として行っている取組

(複数回答)

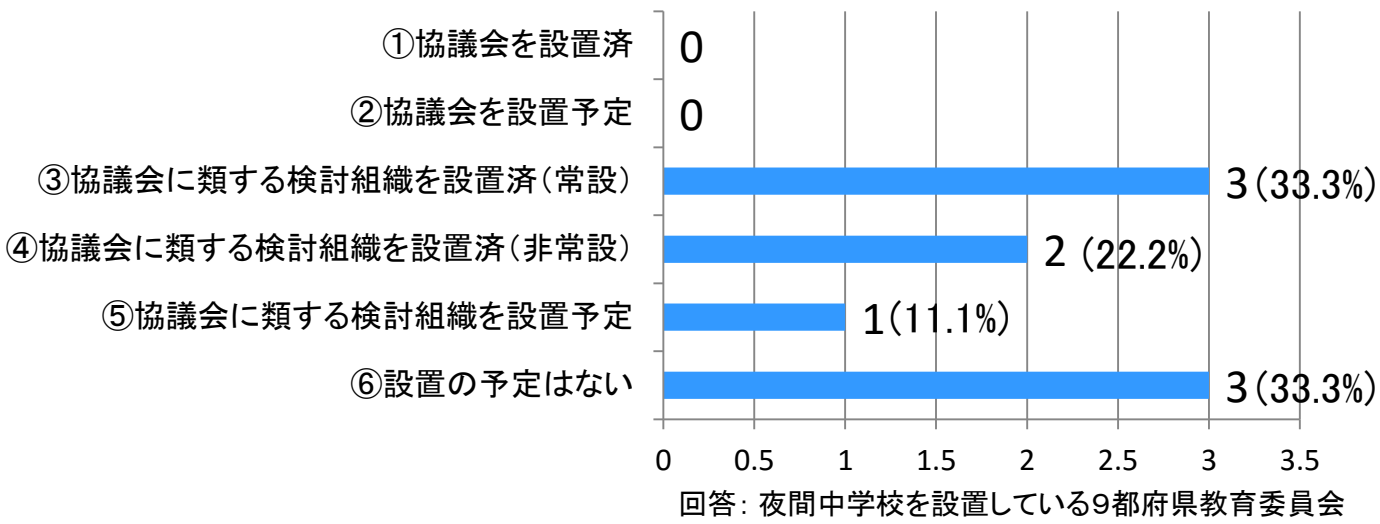


「その他」の主な内容

- ・広報活動の実施
- ・民間団体との連絡会の実施
- ・入学生募集チラシの作成・配布

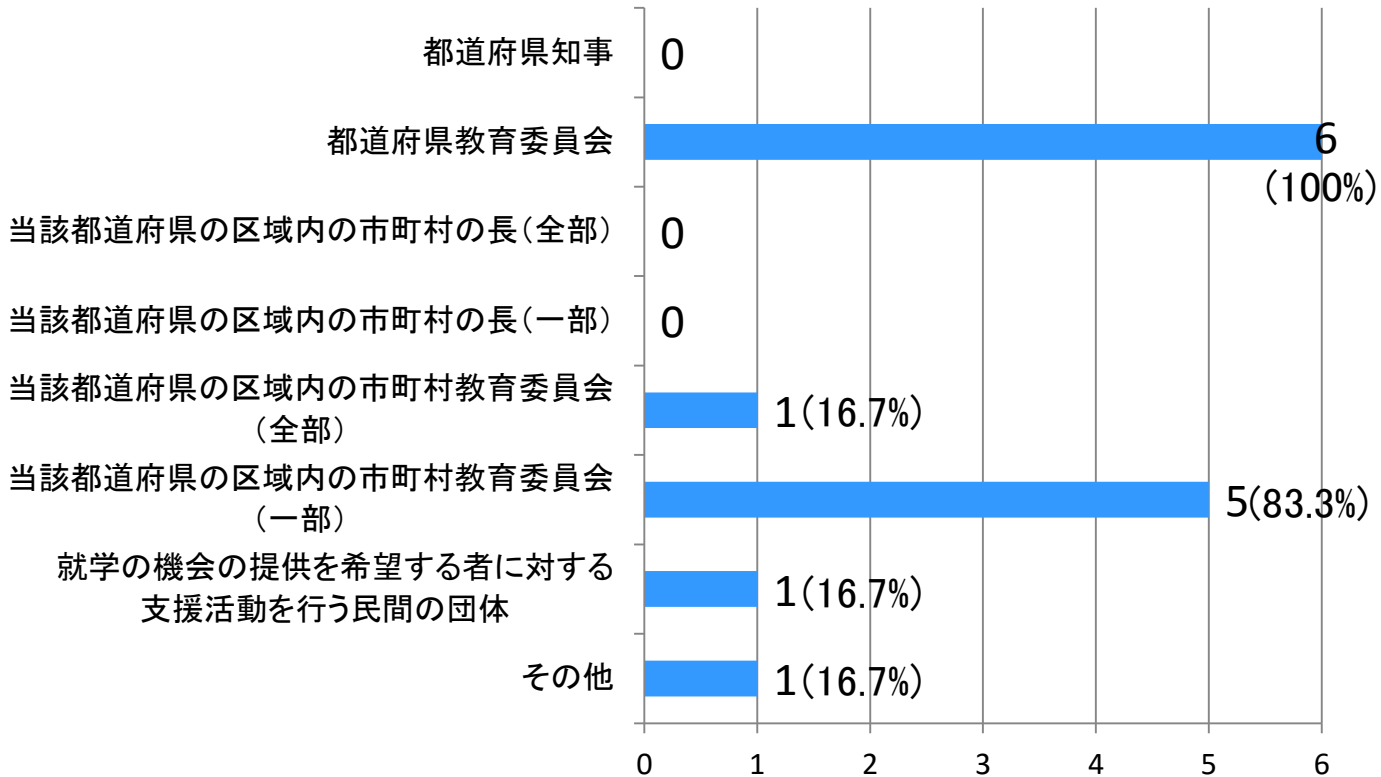
回答：夜間中学校を設置している9都府県教育委員会

2-1. 教育機会確保法第15条に基づく協議会等の設置状況



2-2. 協議会の構成員

2-1において、①～⑤に回答した場合の構成員について(予定を含む)(複数回答)



回答: 2-1において、教育機会確保法第15条に基づく「協議会に類する検討組織を設置済(常設)」、「協議会に類する検討組織を設置済(非常設)」または「協議会に類する検討組織を設置予定」と回答した6都府県教育委員会

「その他」の主な内容
・夜間中学校の教職員

調査Ⅲ,Ⅳ

夜間中学設置市区教育委員会調査

27市区教育委員会、33夜間学校調査

1-1. 夜間中学に配置されている教職員数

① 専任・兼任の状況

職種	専任	兼任	総数
校長	0	33	33
副校長	10	2	12
教頭	20	3	23
主幹教諭	8	0	8
指導教諭	1	0	1
教諭	176	6	182
助教諭	1	0	1
常勤講師	52	3	55
非常勤講師	146	15	161
養護教諭	17	3	20
養護助教諭	10	0	10
栄養教諭	0	0	0
事務職員	9	10	19
学校栄養職員	2	0	2
学校用務員	12	6	18
合計	464	81	545

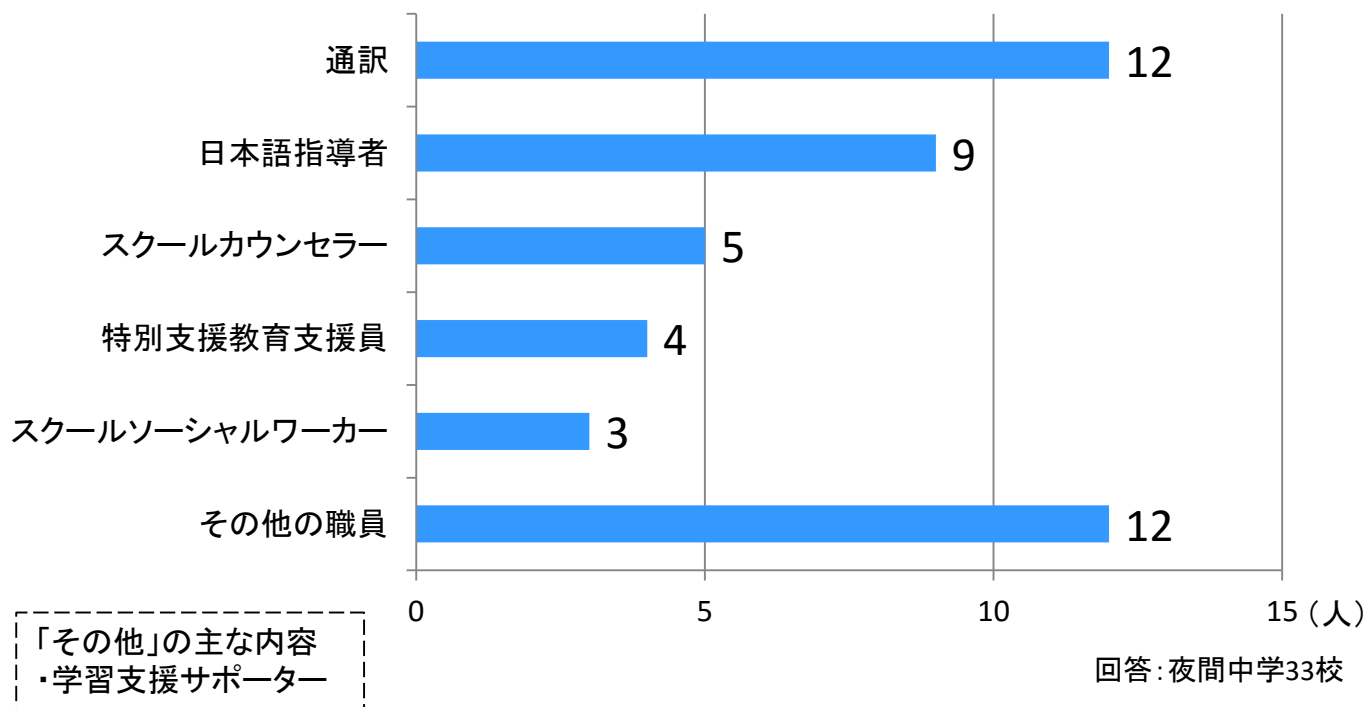
② 給与負担の状況

職種	県費負担 (※)	県単	市単	総数
校長	33	0	0	33
副校長	12	0	0	12
教頭	23	0	0	23
主幹教諭	8	0	0	8
指導教諭	1	0	0	1
教諭	182	0	0	182
助教諭	1	0	0	1
常勤講師	49	5	1	55
非常勤講師	127	3	31	161
養護教諭	9	0	11	20
養護助教諭	9	1	0	10
栄養教諭	0	0	0	0
事務職員	7	0	12	19
学校栄養職員	0	0	2	2
学校用務員	1	0	17	18
合計	462	9	74	545

回答:夜間中学33校

(※)政令指定都市における夜間中学において、国庫負担の対象となる者を含む

1-2. 夜間中学に配置されているその他の職員



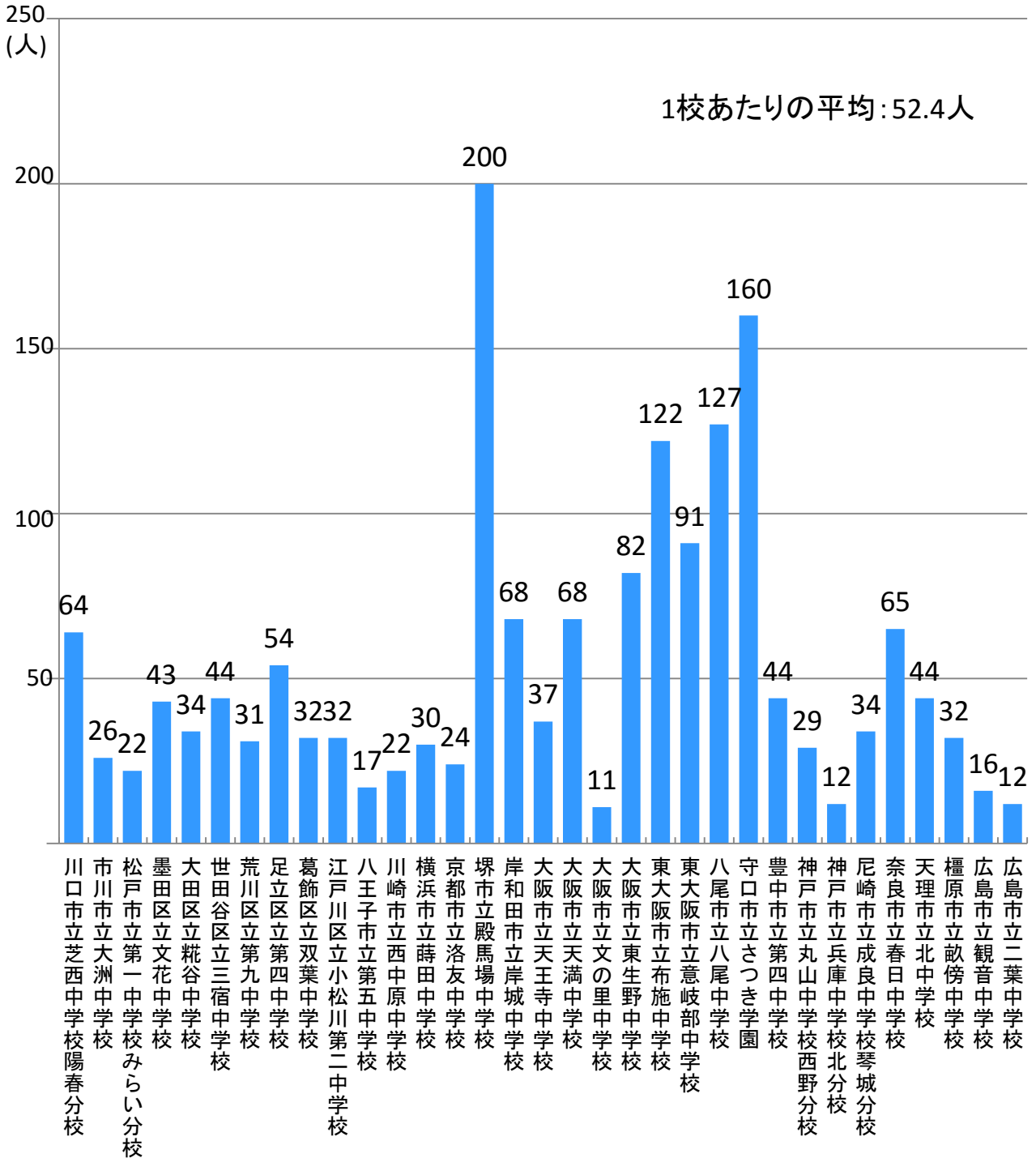
2-1..学年別の生徒数

	第1学年	第2学年	第3学年	合計
男(人)	106	179	316	601
	6.1%	10.4%	18.3%	34.8%
女(人)	274	286	568	1,128
	15.8%	16.5%	32.9%	65.2%
合計	380	465	884	1,729
	22.0%	26.9%	51.1%	100%

() 内は生徒数合計を100%とした場合の割合

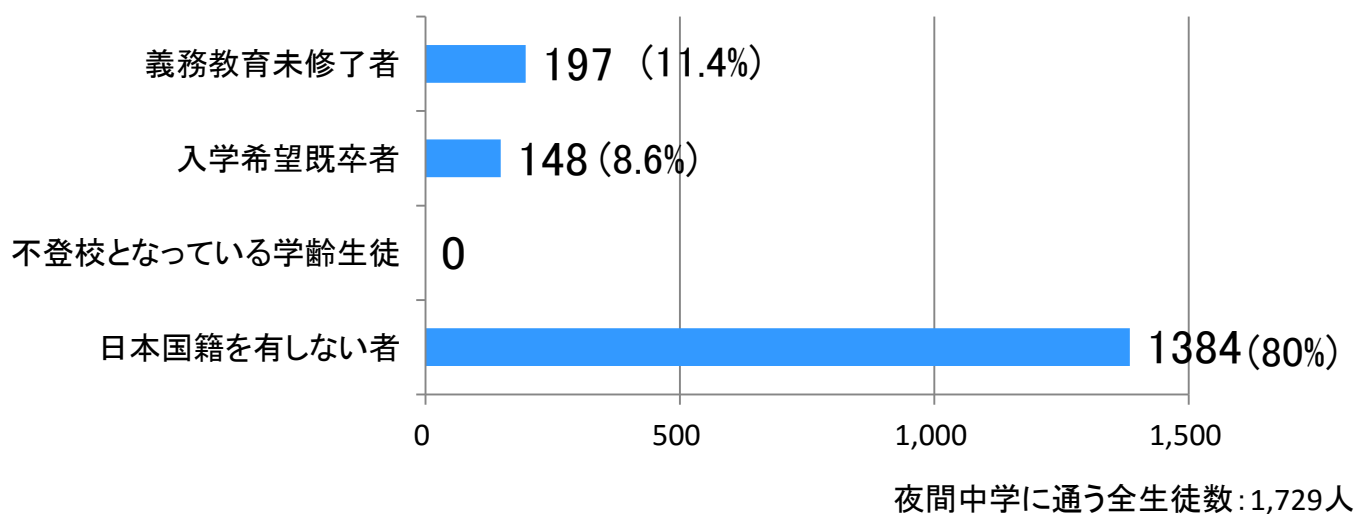
回答: 夜間中学33校

2-2. 学校別の生徒数



回答: 夜間中学33校

2-3. 属性別の生徒数



2-4. 年齢別の生徒数

① 年齢別の生徒数

	学齢期	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
男	0	198	154	79	54	31	85	601
	(0.0%)	(11.5%)	(8.9%)	(4.6%)	(3.1%)	(1.8%)	(4.9%)	(34.8%)
女	0	132	187	179	161	150	319	1,128
	(0.0%)	(7.6%)	(10.8%)	(10.4%)	(9.3%)	(8.7%)	(18.4%)	(65.2%)
合計	0	330	341	258	215	181	404	1,729
	(0.0%)	(19.1%)	(19.7%)	(14.9%)	(12.4%)	(10.5%)	(23.4%)	(100%)

()内は生徒数合計を100%とした場合の割合

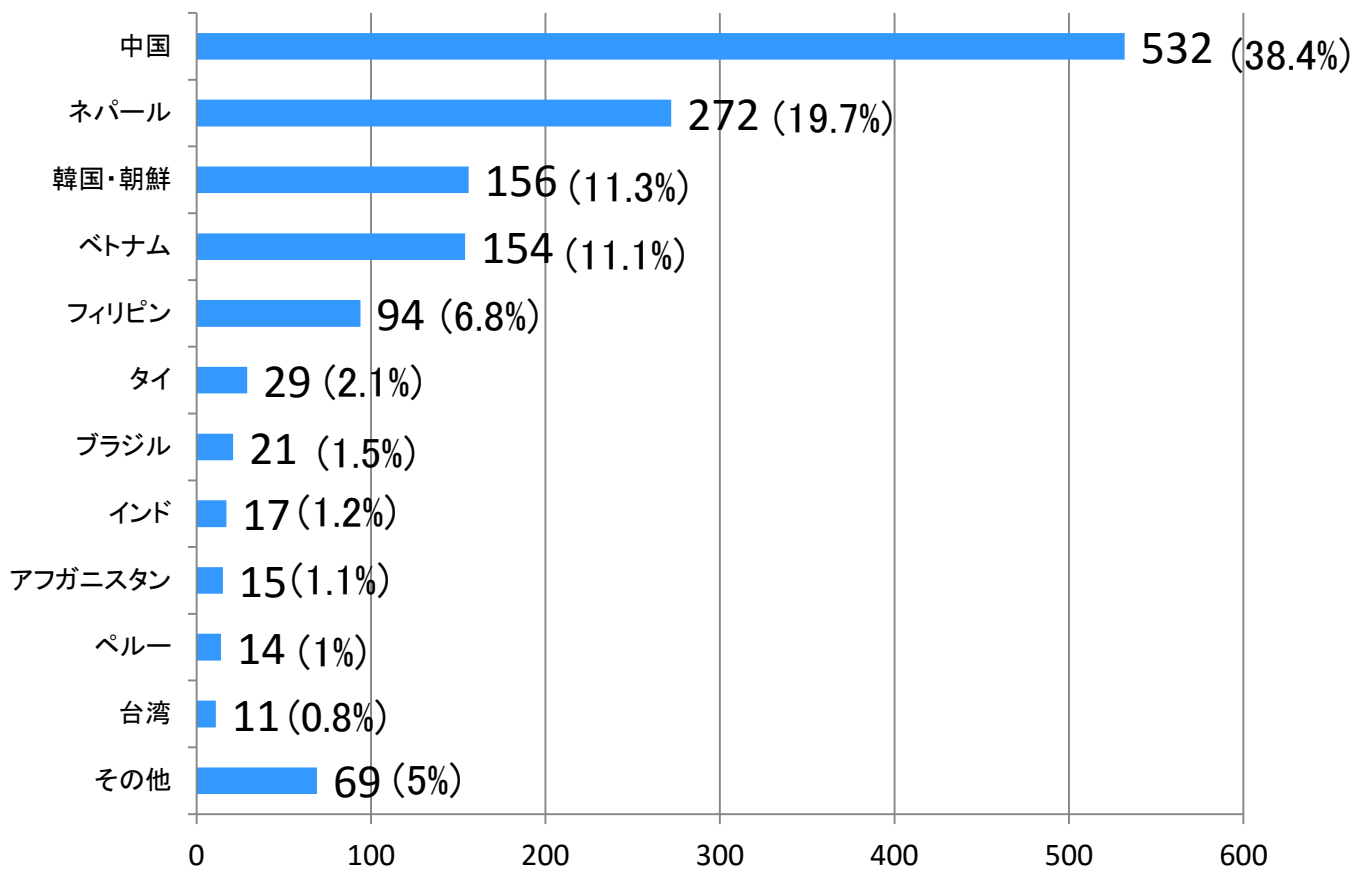
② 日本国籍を有しない者の年齢別生徒数(上表の内数)

(年齢別)	学齢期	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
男	0	169	141	71	40	19	28	468
	(0.0%)	(12.2%)	(10.2%)	(5.1%)	(2.9%)	(1.4%)	(2.0%)	(33.8%)
女	0	114	173	169	143	129	188	916
	(0.0%)	(8.2%)	(12.5%)	(12.2%)	(10.3%)	(9.3%)	(13.6%)	(66.2%)
合計	0	283	314	240	183	148	216	1,384
	(0.0%)	(20.4%)	(22.7%)	(17.3%)	(13.2%)	(10.7%)	(15.6%)	(100%)

()内は生徒数合計を100%とした場合の割合

2-5. 日本国籍を有しない者の国・地域別生徒数

国・地域別



夜間中学に通う日本国籍を有しない生徒数: 1,384人

「その他」の主な内容

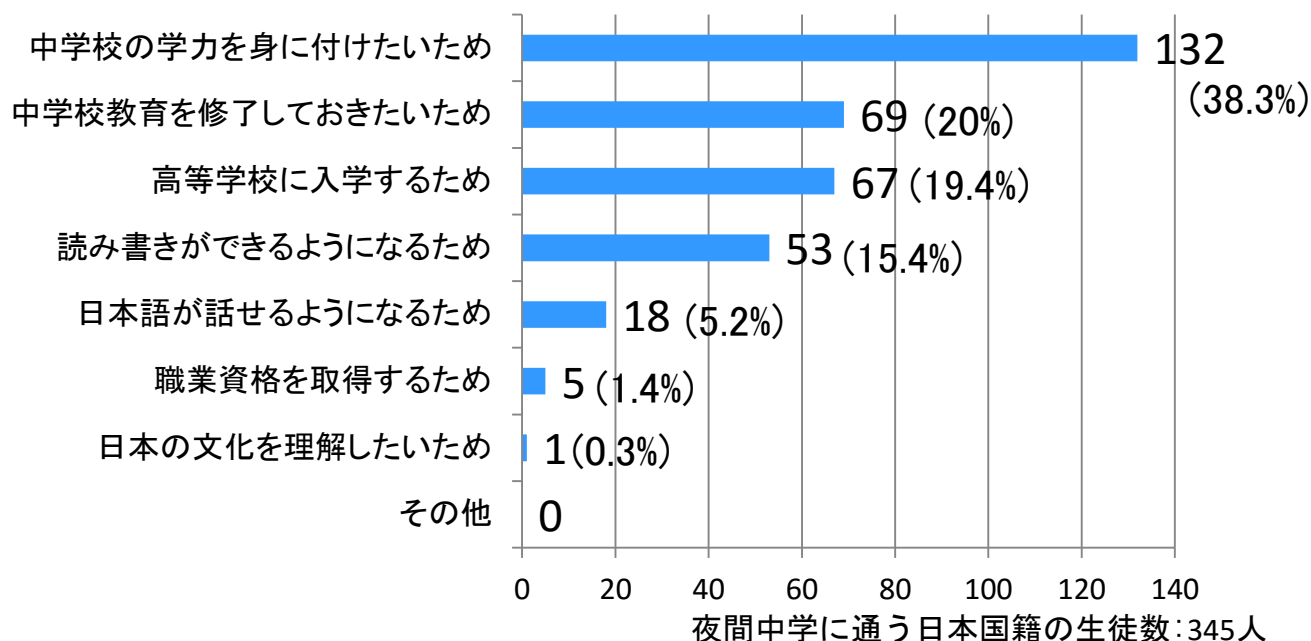
- ・シリア、パキスタン 各8人
- ・コロンビア 7人
- ・スーダン 6人
- ・カンボジア、モロッコ 各4人
- ・アメリカ合衆国、エジプト、トルコ 各3人 等

2-6. 夜間中学入学理由

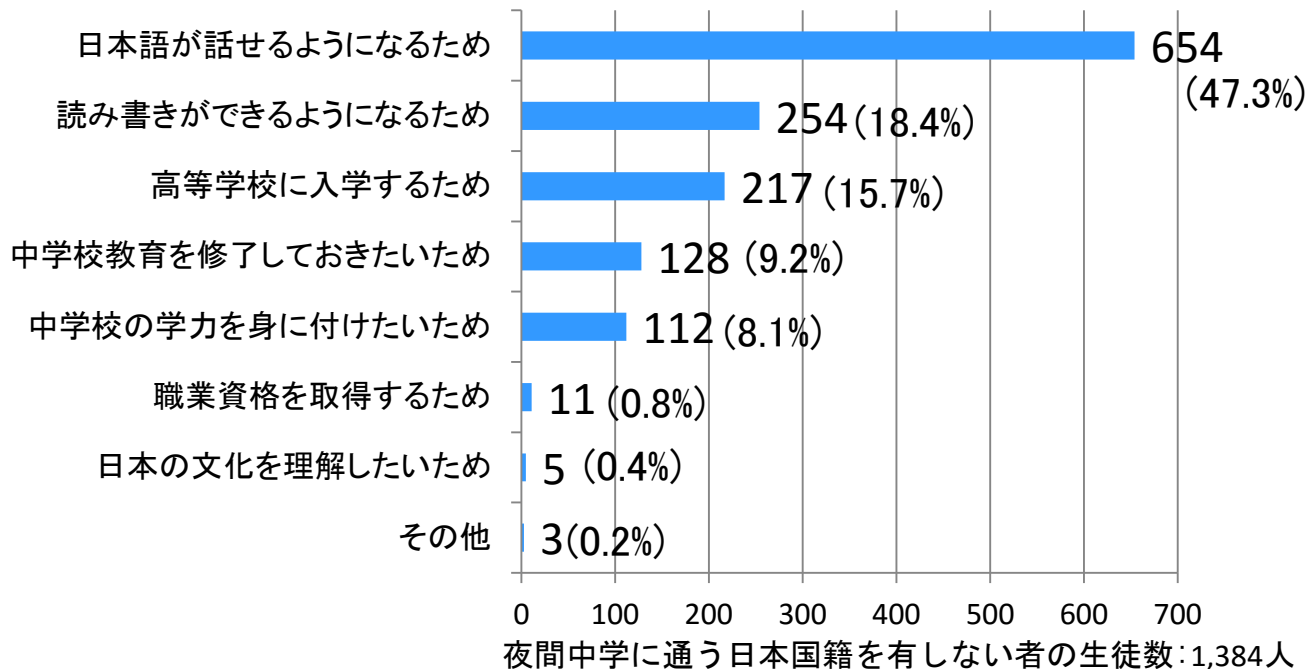
高等学校入学	職業資格の取得	中学校教育の修了	中学校程度の学力の習得	読み書きの習得	日本語会話能力の習得	日本の文化理解	その他	合計
284	16	197	244	307	672	6	3	1,729
(16.4%)	(0.9%)	(11.4%)	(14.1%)	(17.8%)	(38.9%)	(0.3%)	(0.2%)	(100%)

()内は生徒数合計を100%とした場合の割合

① 日本国籍(上表の内数)



② 日本国籍を有しない者(上表の内数)



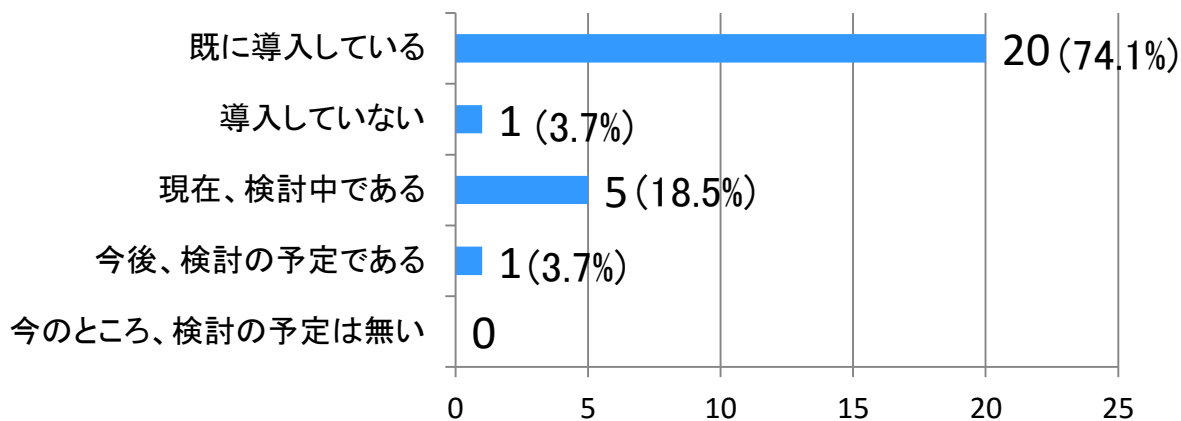
2-7. 夜間中学卒業後の状況(平成30年度卒業生)

(卒業後の状況別)	日本国籍	日本国籍を有しない者	合計
高等学校進学	27 (10.3%)	127 (48.5%)	154 (58.8%)
専修学校進学	0 (0.0%)	2 (0.8%)	2 (0.8%)
就職	3 (1.1%)	36 (13.7%)	39 (14.9%)
その他	15 (5.7%)	52 (19.8%)	67 (25.6%)
合計	45 (17.2%)	217 (82.8%)	262 (100%)

()内は平成30年度に夜間中学を卒業した生徒数を100%とした場合の割合

平成30年度に夜間中学を卒業した生徒数:262人

3. 夜間中学における教育課程特例の導入状況



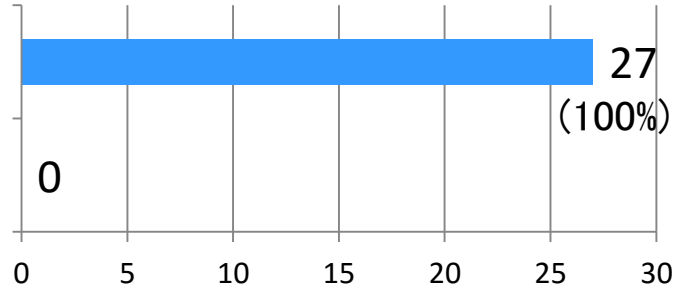
回答:夜間中学校を設置する27市区教育委員会

1. 学齢超過者の入学要件

① 中学校卒業に関して

中学校を卒業していない者、または十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者

中学校を卒業していない者のみ



② 在住・在勤に関して

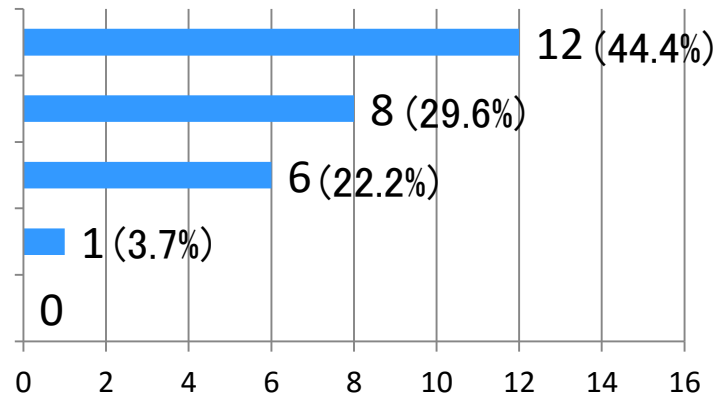
設置されている都道府県内在住者のみ

設置されている都道府県内在住者、または在勤者のみ

設置市町村内在住者、または在勤者のみ

設置市町村内在住者のみ

在住・在勤の場所を問わない



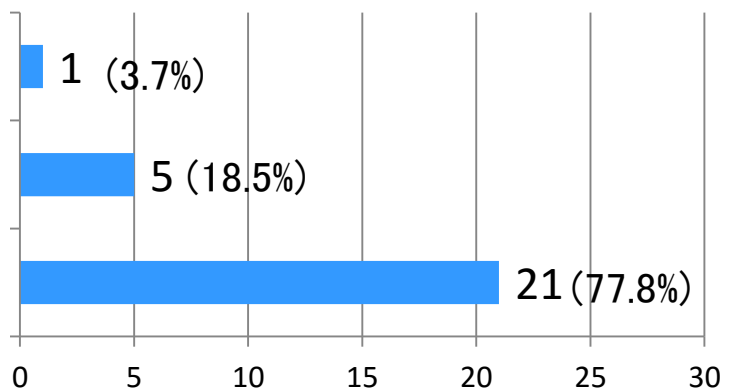
回答：夜間中学校を設置する27市区教育委員会

2. 不登校となっている学齢生徒の受入れに向けた検討状況

受け入れる方向で検討・調整中である

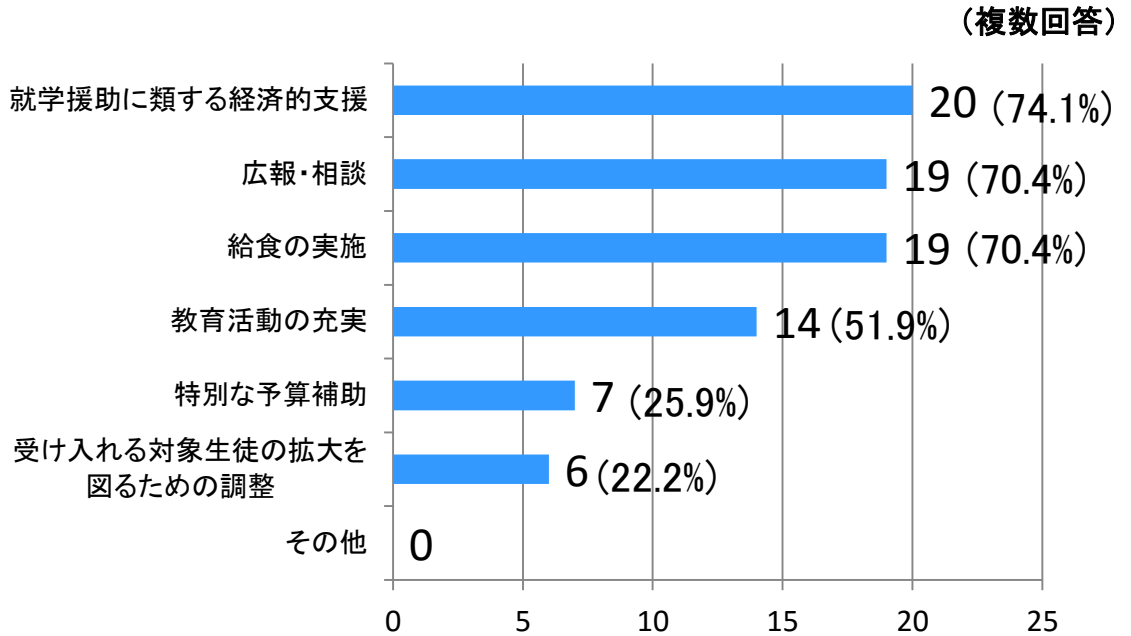
今後、ニーズを把握しつつ、検討を開始する予定である

検討していない



回答：夜間中学校を設置する27市区教育委員会

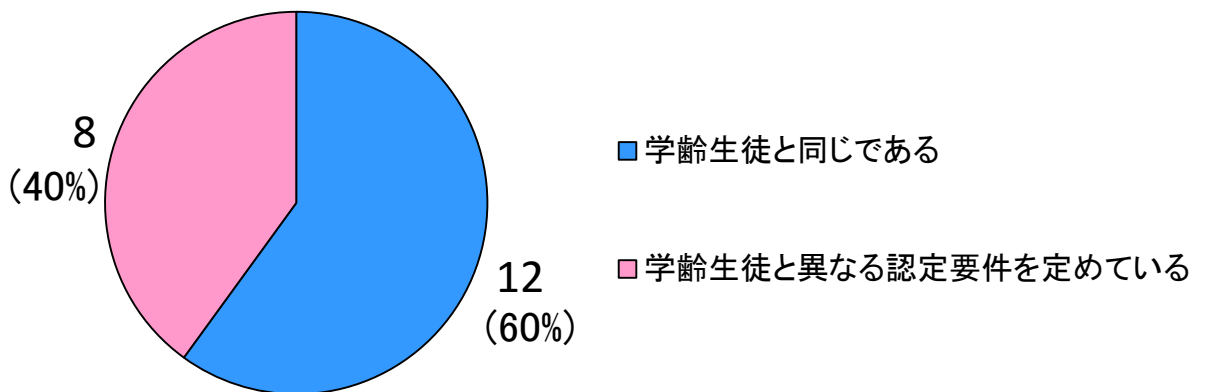
3-1. 夜間中学への支援状況



回答: 夜間中学校を設置する27市区教育委員会

3-2. 就学援助に類する経済的支援の認定要件1

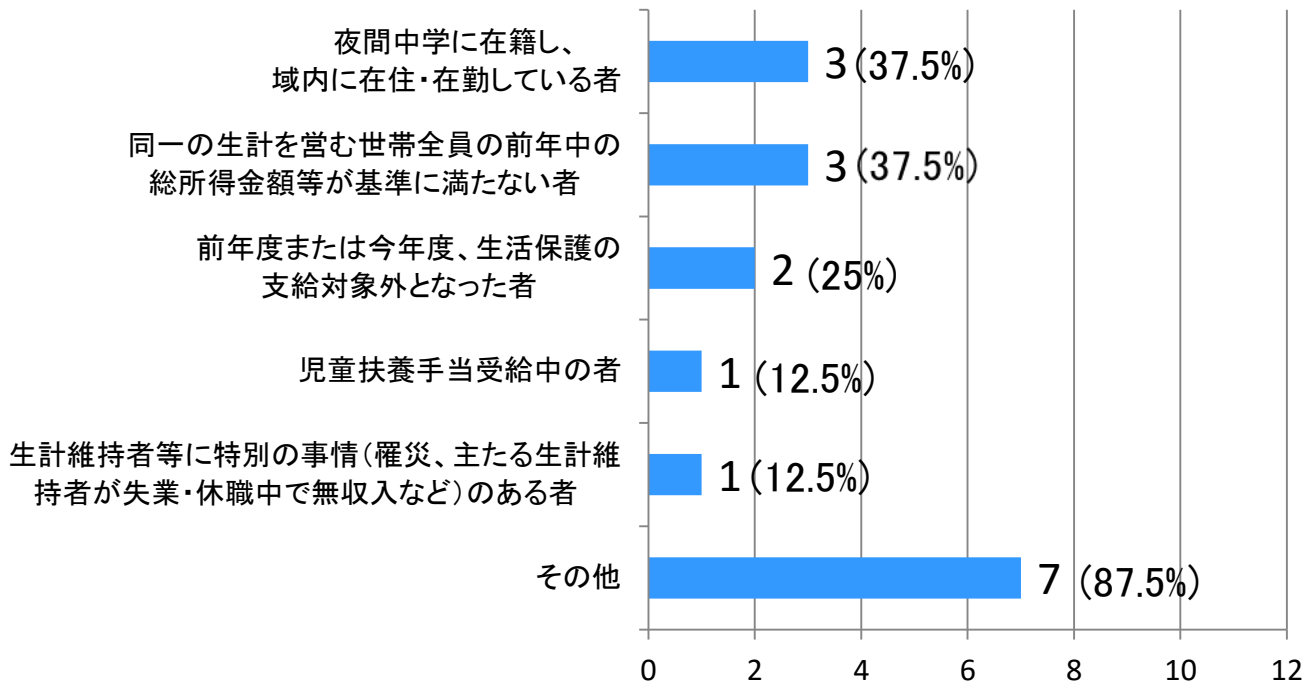
3-1で「就学援助に類する経済的支援」と回答した場合、その経済的支援の認定要件



回答: 3-1において、「就学援助に類する経済的支援」を行っているとは回答した20市区

3-3. 就学援助に類する経済的支援の認定要件2

3-2で「学齢生徒と異なる認定要件を定めている」と回答した場合、その認定要件(複数回答)



回答: 夜間中学を設置し、「就学援助に類する経済的支援」を実施している市区のうち、学齢生徒と異なる認定要件を定めている8市区

「その他」の主な内容

- ・市民税、固定資産税、個人事業税、国民年金の掛け金または国民健康保険料の減免を受けた者
- ・世帯要件、所得要件は同じだが、持家・借家の要件が無い

(参考) 就学援助とは

就学援助は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は、市町村教育委員会が生活保護法第6条に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者に対してなされる援助である。要保護については、生活保護法等により認定基準が定められており、準要保護については、各市町村が認定基準を定めている。

3-4. 夜間中学の給食費の負担状況

3-1で「給食の実施」に回答した場合、給食費の負担状況

